

## 平成23年度第5回教育委員会定例会 会議録

- ◇ **開催年月日** 平成23年8月18日(木) 14時00分開会  
15時47分閉会

- ◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席委員**

委員長	窪 蘭 修	委員	津 曲 貞利
委員	高 島 まり子	委員	桃 木 野 聡
教育長	石 踊 政昭		

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

【定第32号議案、定第33号議案】

管理部長	秋 野 博臣	教育部長	大 脇 友治
総務課長	福 田 健勇	学校教育課長	山 元 秀隆

【定第34号議案】

管理部長	秋 野 博臣	教育部長	大 脇 友治
総務課長	福 田 健勇	学務課長	田 之 上 齊

【上記以外の議案等】

管理部長	秋 野 博臣	教育部長	大 脇 友治
管理部参事(美術館副館長)	吉 永 真一	総務課長	福 田 健勇
施設課長	岩 切 正己	市民スポーツ課長	内 山 薫
文化課長	児 玉 哲朗	図書館長	岩 切 尚子
学務課長	田 之 上 齊	学校教育課長	山 元 秀隆
保健体育課長	松ヶ野 彰	青少年課長	平 幸二
生涯学習課長	脇 黒 丸 陽一	少年自然の家所長	寺 蘭 裕之
中央学校給食センター所長	平 野 輝久		

◇ **書記**

総務課主幹	豊 廣 正志	総務課主事	米 丸 貴子
-------	--------	-------	--------

## ◇ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議案
  - 定第 3 2 号議案 教科用図書採択の件
  - 定第 3 3 号議案 教科用図書採択の件
  - 定第 3 4 号議案 代決処分の承認を求める件  
〔県費負担教職員の懲戒に係る内申について〕
  - 定第 3 5 号議案 第五次鹿児島市総合計画基本構想を定める議案（教育委員会関係分）についての意見に関する件
  - 定第 3 6 号議案 鹿児島市スポーツ振興審議会条例一部改正に係る議案についての意見に関する件
  - 定第 3 7 号議案 平成 2 2 年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算に係る議案（教育委員会関係分）についての意見に関する件
  - 定第 3 8 号議案 鹿児島市立学校管理規則一部改正の件
  - 定第 3 9 号議案 鹿児島市体育指導委員に関する規則一部改正の件
  - 定第 4 0 号議案 鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則一部改正の件
- 6 報告事項
  - (1) 鹿児島市指定名勝「慈眼寺跡」の現状変更申請に伴う鹿児島市文化財審議会への諮問について
  - (2) 平成 2 3 年度学校施設整備に係る国の補助内定について
  - (3) 新喜入公民館の開館等について
  - (4) 市議会関係の審査結果等について
  - (5) 教育委員会関係の主な行事について
- 7 その他
- 8 閉会

## ◇ 会議要旨

### 1 開会

委員長 ただいまから、平成23年度第5回教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 会議成立の宣言

委員長 本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

### 3 会議録署名者の指名

委員長 本日の議事日程は、お手元に配布されているとおりです。本日の会議録署名委員として、桃木野委員と石踊教育長を指名します。

委員 はい。

### 4 会議の公開等について

委員長 次に会議の非公開についてお諮りいたします。まず、定第32、33号議案は教科用図書採択の件ですが、この件については、教育委員会会議の公開・非公開の取扱基準により、関係部課長のみの出席で、非公開で行ってまいりましたが、今回も、例年どおり非公開の取扱いとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 ご異議もないので、定第32号議案及び定第33号議案は関係部課長のみの出席で非公開で審議します。次に、定第34号議案は人事に係る案件で、定第35号議案から定第37号議案までは市議会提出前の意思形成過程の案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとし、特に定第34号議案については、関係部課長のみの出席としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 ご異議もないようですので、そのように取り計らいます。

### 5 議案

定第32号議案 教科用図書の採択の件

**原案可決**

【 本議案に係る非公開部分は「・・・」で表示 】

委員長 それでは、定第32号議案について、学校教育課長、説明をお願いします。

学校教育課長 議案つづりの1ページをご覧ください。定第32号議案 教科用図書の採択の件につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づき、平成24年度から使用する鹿児島市立中学校の教科用図書を審議、採択していただきますようお願いいたします。資料をご覧ください。平成23年度鹿児島地区中学校教科用図書採択の仕組みをお示ししております。この図の中ほど右側にございますように、鹿児島市は、三島村、十島村とともに、

鹿児島地区教科用図書採択協議会を設置し、3市村の各教育長と保護者代表等計10人の委員により、5月30日、6月10日、7月4日、7月21日の計4回開催し、慎重に協議を重ねてまいりました。協議に際しましては、採択基準や調査研究の観点を踏まえまして、地区研究会で作成した地区研究調書並びに県教育委員会が作成した参考資料、さらに各学校からの意見をまとめた学校意見を検討し、・・・ところでございます。それでは、社会科の歴史的分野を例に説明いたします。地区研究調書からは東京書籍、県教育委員会の参考資料からは東京書籍と教育出版、学校意見では東京書籍が適していることが読み取れます。地区、県、学校の意見を総合しますと、東京書籍が適していると考えられます。そこで、地区採択協議会では、歴史的分野につきましては東京書籍株式会社発行の教科書を選定したところでございます。このようにして、すべての種目において選定したところでございまして、採択参考資料結果一覧表、採択結果及び理由書で、各種目ごとの採択結果及びその主な理由をお示ししております。それでは、採択参考資料結果一覧表で説明いたします。表の一番右が、平成17年度から現在まで使用している教科用図書の発行者でございます。その左に、地区採択協議会で選定いたしました、平成24年度から使用する教科用図書をお示ししております。地理的分野、器楽合奏、技術分野の3種目は、現行と異なる発行者となりました。最後に、平成24年度使用中学校教科用図書（案）をご覧ください。地区採択協議会で選定いたしました教科書は、この表にお示ししてあるとおりでございます。市教育委員会では、この地区採択協議会の報告を受けて審議し、採択決定していただくこととなります。どうぞご審議をよろしくお願い申し上げます。なお、鹿児島市、三島村、十島村の各教育委員会での採択が調った後に、その結果を一斉に各中学校に通知し、9月には市役所みなと大通り別館1階にある市政情報コーナーにおいて、採択結果やその理由などの情報を公開する予定でございます。本日の採択結果につきましては、採択事務の期限である8月31日までは公表しない予定でございますので、内容の取扱いについては十分ご留意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。また、今回の教科書採択に関して提出のありました要望など4つの文書につきましては、参考としてその写しを配布してありますので、お目通しいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。平成24年度から使用する鹿児島市立中学校の教科用図書を採択決定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの説明について何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

委員 社会科の教科書が話題になっていますが、どの出版社の教科書のどのような点が話題になっているのか、説明してください。

学校教育課長 歴史教科書の日中戦争、南京事件及び公民教科書の領土問題についてご説明いたします。自由社、育鵬社、東京書籍の現在発行されているものと、今回新しく採択予定の東京書籍の4つの教科書をご覧ください。南京事件につきまして、自由社と育鵬社は、殺害や虐殺という表現ではなく、死傷者が出ました、というくらいの、何と申しますか、さらっとした表現となっております。

また、以前、南京事件の被害者数についての論争がありました。現在ではほとんどの教科書で、南京事件の被害者数については論争が続いており、数字は確定していないというような表記をしております。次に、公民分野で話題になっております領土問題の記述についてでございます。特に、北方領土、竹島、尖閣諸島についての記述を取り上げております。自由社は、領土問題についての特設ページを掲載しております。

委員 自由社や育鵬社は、北方領土、竹島、尖閣諸島はすべて日本の領土であるということを強く言っているということですか。

学校教育課長 基本的には、どの教科書でも日本の領土であると記述しております。

委員 その度合いが他社に比べて濃いということでしょうか。

学校教育課長 まあ、そういうことですね。

委員長 ほかに何かございませんか。

委員 自由社の教科書を採択する自治体はあるのですか。

委員 採択理由も分かりましたら教えてください。

学校教育課長 自由社ではなく育鵬社ですが、東大阪市、横浜市、神奈川県などで育鵬社の歴史教科書が採択されたという新聞報道がございました。

委員 朝日新聞でしたか、投書欄で、神奈川県あたりは学校意見がないというものを見ましたが、教員の意見を聞かない県もあるのですか。

学校教育課長 それについては確認しておりませんが、鹿児島地区の場合は、各種目の中から、特に適切と思われる2種類の教科書について各学校で優先順位をつけ、その理由等を記入しているところでございます。・・・。

委員 私も、学校の評価は重要だと思います。自由社は、歴史の分野に限らず、全体として主張と言いますか、トーンが強いですよね。それに対して、育鵬社は、主張の強さはともかくとして、教科書としての作り方は結構きちっと作られているようなところがありますので、この2社の間でも学校側の評価の中で、やはり差が出ていますね。こういうことは、主義主張とは別に、テクニカルな部分で見るとということも必要だと思うんです。そういう意味では学校の見方というのは大事にすべきだと思います。

委員 各学校の意見は、その科目の先生方が記入するのですか。

学校教育課長 基本的には中学校の各教科部会であがってまいります。そして学校長を入れた教科書の選定委員会の中で、最終的に学校として決定して、それを報告することになります。

委員 全学的な意見ということで決定されるのですね。

学校教育課長 そういうことになります。

委員 分かりました。

委員長 ほかにございませんか。

委員 南京事件や領土問題ばかりに目がいくのですけれども、それ以外のところで東京書籍と育鵬社などとの違いというのは、何かあるのですか。圧倒的に学校意見で差がつくということは、歴史問題以外にも違いがあると思うのですが。

学校教育課長 地区研究調書は、鹿児島地区の教員の代表がまとめた資料になります。

20ページをお開きください。上の方に、1 各教科の目標や各学年の目標というような観点が1から10まで示されております。縦の欄は教科書会社でございます。これで東書と自由社、育鵬社を見比べることができます。例えば、23ページをご覧ください。観点7は、学び方や考え方を習得するための工夫、体験的な学習等についてです。これを見ますと、東書が優れていることが分かります。……。これに県の参考資料も含めまして、検討してきたところがございます。

委員 かなり強烈な性格の知事もいるようですね、首長の信条といったものは教科書選定には全く影響を与えていないのですか。

教育長 与えていないでしょうね。

管理部長 一般的に申し上げて、教育委員会制度自体がレイマンコントロールで成り立っております、この教科書採択に関しましては、まさに教育の中身に関することですので、政治的な影響というものは極力排除するようにして、公正な目で選定しているということでございます。

委員 一応、上手く機能しているということですかね。教育長は、教科書採択協議会にはずっと出ていらっしゃるのでしょうか。強烈な意見を述べる人もいますか。

教育長 いろいろな委員がおりますので、それはいろいろな意見が出ますよ。地区も県も、ここにまとめてあるように、膨大な仕事量ですね。地区採択協議会では各資料を読み込んで総合的に判断します。自由社だったと思いますが、年表で東書のもをそのままそっくり無断盗用して、謝罪したということもありましたね。

委員 しかし、年表はそう変えることはできないでしょう。

委員 歴史的な事実は変えられませんが、いろいろな記述の仕方があるのではないですか。それから、長崎と広島原爆の写真を勘違いして間違えて掲載していたという記事を新聞で読みました。

委員 それはどの出版社ですか。

学校教育課長 自由社です。

教育長 これを採択してくださいとか、採択しないでくださいとかいろいろな意見があるのですが、実は国語で、三省堂の別冊資料に、木曾三川の治水工事、平田鞆負のくだりが入っているから、ぜひ三省堂を使ってほしいという意見があったんです。それとは関係なく総合的に判断した結果ですが、三省堂が選定されています。

委員 薩摩義士顕彰会からのこの文書ですね。

委員 それは選定されて良かったではないですか。あの事件は大変優れていると思いますよ。どれだけ苦労して、どれだけの方が病死したり切腹したりしたか。それが今も立派に残っているんですからね。

委員長 ほかに何かございませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、本件については原案どおり採択することとしてよろしいでしょう

か。

(異議なしの声)

委員長 異議も無いようですので、定第32号議案については、原案どおり採択することに決定します。



### 定第33号議案 教科用図書の採択の件

**原案可決**

委員長 続きまして、定第33号議案について、学校教育課長、説明をお願いします。

学校教育課長 議案つづりの2ページをご覧ください。定第33号議案 教科用図書採択の件につきまして説明いたします。本議案は、平成24年度に鹿児島市立高等学校で使用する教科書を採択しようとするものでございます。これから提案いたします市立高等学校で使用する教科書の採択につきましては、まず、各高等学校において教科部会、採択検討委員会等での検討を経て、最終的に学校長が決裁した選定希望教科書が報告されます。なお、市教育委員会では毎年度、高等学校ごとに採択を決定することになります。それでは、市立高等学校使用教科用図書の採択についてをご覧ください。これは、各高等学校に通知したものでございます。採択希望教科書の選定について、また、報告書の作成についてなどを記載しております。教科用図書採択事務計画は、採択事務の期日、内容を示したものでございます。教科用図書の研究については、各学校での研究期間、研究方法等をまとめたものでございます。採択希望教科書報告書は、各高等学校が教科、科目、学科ごとに採択を希望する教科書名や採択を希望する理由を、各教科第2もしくは第3希望まで報告したものでございます。どうぞお目通しください。教科用図書調査研究の実施についてでございますが、これは教育委員会事務局内で7月19日に開催いたしました、鹿児島市立高等学校教科書調査研究会の資料でございます。学校からあがってきたものを、事務局内でも検討したところでございます。それでは、採択教科書一覧表(案)をご覧ください。1枚目の表は、鹿児島玉龍高等学校で採択を予定している教科書の教科、科目、教科書名、使用学年等を示しております。国語の科目「国語総合」の教科書「高等学校 改訂版 国語総合」を1学年で、科目「現代文」の教科書「精選 現代文」を2、3学年で、以下、一番下の情報の科目「情報A」の教科書「三訂版 情報A ようこそ情報の世界へ」を1学年で使用するものでございます。なお、今回教科書を変更する予定のものは黄色で、平成25年度から全面実施される新学習指導要領に準拠する内容を先行実施する数学と理科の教科書は、赤色でお示ししてあります。同様に、2枚目は鹿児島商業高等学校、3枚目は鹿児島女子高等学校の採択教科書一覧表案となっております。

以上で説明を終わりますが、本日の定例会において議決していただきましたら、その結果を市立高等学校長に通知し、9月には市役所みなと大通り別館1

階にある市政情報コーナーにおいて、採択結果やその理由などの情報を公開する予定でございます。それでは、よろしくご審議のうえ、平成24年度に鹿児島市立高等学校で使用する教科用図書を決定していただきますようお願いいたします。

委員長 ただいまの説明について何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

教育長 中学校と違い、高校は各学校で、学校長裁量で決めるわけです。つまり、各教科の先生たちでこれにしようとして決めて、それを全教科取りまとめて校長が決定するんです。例えば、玉龍高校と甲南高校は同じ教科書かもしれないし、違うかもしれない。教科書を教えるのではなく、それぞれの学校のレベルに合わせて、教科書で教えるんです。

委員 高校授業料は無償になりましたが、教科書は無料ですか。

学校教育課長 小中学校の義務教育の教科書は無料ですが、高校は以前から有料です。授業料だけが無償です。

委員 これは、学校で選んだものを追認するのですね。

教育長 これはおかしいんじゃないか、ということは市立高校にはなかなか言えないですね。決定権はわれわれ教育委員会にあるのですけれどね。

委員 それはやはり、義務教育とそうでない学校との違いでしょうか。学校が選べるのはいいと思うのですが、中学校まではものすごく厳密に選んでいるので、ギャップを感じますね。

委員 英語はほとんどが黄色で、出版社が変わっているんですけども、先生方が熟慮された結果なんですね。

委員 高校で教科書を選ばないという選択肢もあるのですか。教科書は必ず選ばなければいけないのですか。

学校教育課長 基本的に、学校教育法で、学校においては文部科学省の検定に合格した教科用図書を使用しなければならない、という規定がございます。ですから高等学校でも検定に合格した教科書を選定しなければなりません。ただし、一部、一般図書を使う特例のようなものもございますけれども、基本的には教科用図書を使わなければならない、と法で定められております。

委員長 ほかにございませんか。

委員 高校になりますと、商業系だとか普通科、特進科のようなものもあって、教科書のレベルも違いますね。そういうバリエーションはあっていいと思います。中学校に関係する話題になりますと、中学校でも、そろそろ全校統一ではなくて何校か変えたいという意見などはあるのでしょうか。例えば、6つ教科書の選択肢があったら、これはだめだけど、この2つの中から学校が選べるというようなことがあり得るのかどうか。玉龍のように中高一貫教育をしていると、玉龍中だけ変えるという可能性、選択肢もあったりするのかなと思ひまして。そういう今後の流れはありますか。

学校教育課長 中学校における教科書採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律のなかで、都道府県の教育委員会が各地区を割り振って、その地区の中では同一の教科書を使用しなければならないと規定されて

おります。鹿児島県には10地区がございまして、私ども鹿児島地区は、鹿児島市、三島村、十島村の3市村で構成されておりますので、この3市村では同じ教科書を使うということに現在ではなっております。この仕組みが変わっていくという話はまだ聞いていないところでございます。中高一貫教育校につきましては、同じ法律のなかで、中高一貫教育を施す学校の教科書については、その学校ごとに選択することもできとなっておりますが、鹿児島市中高一貫教育校を設置する段階で、教科書については、他の一般の中学校と同じものを使用するということに決めていただきました。また、副教材等もいろいろございますので、その中で学校ごとに工夫するという事になっております。

教育長 独自教材ですね。高校の特進科などでは教科書はさっと済ませて、市販の教材などで難易度の高いものを使用するということを行ったりします。教科書を使いながら、独自教材を上手く使って力をつけていくということは普通に行います。玉龍中もしていないですか。

学校教育課長 数学で中高一貫用の教材を使っております。

委員 分かりました。

委員長 ほかに何かございませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、本件については原案どおり採択することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 それでは異議も無いようですので、定第33号議案については、原案どおり採択することに決定します。

次は定第34号議案ですが、説明員を入室させますので、しばらくお待ちください。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第34号議案 代決処分の承認を求める件

**承認**

〔県費負担教職員の懲戒に係る内申について〕

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第35号議案 第五次鹿児島市総合計画基本構想を定める議案（教育委員会関係分）  
についての意見に関する件

**同意**

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 36 号議案 鹿児島市スポーツ振興審議会条例一部改正に係る議案についての意見に関する件

同意

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 37 号議案 平成 22 年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算に係る議案(教育委員会関係分)についての意見に関する件

同意

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 38 号議案 鹿児島市立学校管理規則一部改正の件

原案可決

委員長 次に、定第 38 号議案について学務課長、説明をお願いします。

学務課長 議案つづりの 22 ページをご覧ください。定第 38 号議案 鹿児島市立学校管理規則一部改正の件についてご説明申し上げます。26 ページにあります着任届を廃止することについて、22 ページの 2 にあります、県立学校管理規則の一部改正がなされたので、23 ページにありますように、鹿児島市立学校管理規則も同様に関係条文の条項や文言の整理をし、様式番号を繰り上げようとするものでございます。付則としまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 ただいまの説明について、何かご質問なりコメントはございませんか。

委員 着任届は全県的に廃止されたのですか。

学務課長 はい。

委員 離島の学校に赴任する場合も着任届を出さないのですか。

学務課長 はい。全県でそのような取扱いになりました。

委員 では、単身か、家族を随伴するかというようなことも聞かないのですね。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、本件については、原案どおり改正することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 それでは異議も無いようですので、定第38号議案については原案どおり改正することにいたします。



定第39号議案 鹿児島市体育指導委員に関する規則一部改正の件

**原案可決**

定第40号議案 鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則一部改正の件

**原案可決**

委員長 次に、定第39号議案と定第40号議案は関連がありますので、一括して説明をお願いします。市民スポーツ課長、お願いします。

市民スポーツ課長 議案つづりの31ページをご覧ください。定第39号議案 鹿児島市体育指導委員に関する規則一部改正の件についてご説明いたします。32ページが規則の改正条文でございますが、改正の理由は、スポーツ基本法の施行に伴い、関係条文の整理を行うものでございます。34ページをご覧ください。スポーツ振興法とスポーツ基本法の関係条文の抜粋でございますが、これまでの体育指導委員の名称がスポーツ推進委員と改められ、その役割といたしまして、新法の32条2項でございますが、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整という役割が追加されたところでございます。33ページの新旧対照表にお戻りください。規則の題名を変更するとともに、32条2項の規定に沿った内容を追記するなど、法改正を踏まえた条文整理を行うこととしております。次に、35ページをご覧ください。定第40号議案 鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則一部改正の件でございますが、本件も第39号議案と同様に、スポーツ基本法の施行に伴い関係条文を整理するものでございます。37ページの規則の新旧対照表をご覧ください。学校の体育施設を開放するために各学校に設置しております運営協議会の構成員として体育指導委員が入っておりますので、これをスポーツ推進委員に改めるものでございます。なお、両規則とも施行日は、スポーツ基本法の施行日であります平成23年8月24日といたします。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 ただいまの説明について、何かご質問なりコメントはございませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、本2件については、原案どおり改正することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 それでは異議も無いようですので、定第39号議案及び定第40号議案は、原案どおり改正することにいたします。

## 6 報告事項

### (1) 鹿児島市指定名勝「慈眼寺跡」の現状変更申請に伴う鹿児島市文化財審議会への諮問について

委員長 続きまして、報告事項(1)について文化課長、説明をお願いします。

文化課長 鹿児島市指定名勝「慈眼寺跡」の現状変更申請に伴う鹿児島市文化財審議会への諮問についてご報告いたします。報告事項関係資料①をご覧ください。目的についてでございますが、鹿児島市長から、鹿児島市指定名勝「慈眼寺跡」の階段や手すり設置、路面舗装、護岸工事といった園路整備工事を実施しようとするに対して提出されました現状変更申請につきまして、鹿児島市文化財審議会に諮問し、答申を受けようとするものでございます。根拠法令につきましては、文化財保護法と鹿児島市文化財保護条例でございます。現状変更する鹿児島市指定文化財についてでございますが、今回現状変更しようとする名勝「慈眼寺跡」について記載しておりますのでお目通しください。今後の日程についてでございますが、平成23年8月30日に開催を予定しております、鹿児島市文化財審議会に諮問いたします。当日は現地視察を行い、慎重な審議をお願いすることとしております。その後、文化財審議会の答申を受けまして、第6回教育委員会定例会で議決をいただく予定でございます。資料の2ページをお開きください。現状変更等許可申請書の写しでございます。3ページは慈眼寺跡の風景写真でございますが、工事の主な事例としまして、右下に、手すりを設置する予定の階段の写真を載せております。4ページをご覧ください。現状変更を予定しております箇所を示した計画平面図で、右下の⑥が手すりを設置する予定の階段となります。

以上でございます。

委員長 今の報告について、何か質問はございませんか。

(なしの声)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

### (2) 平成23年度学校施設整備に係る国の補助内定について

委員長 次に、報告事項(2)について施設課長、説明をお願いします。

施設課長 平成23年度学校施設整備に係る国の補助内定について報告いたします。報告事項関係資料②をご覧ください。これは、本年度予定している事業のうち、国の補助内定がされていないものがあることから報告するものです。例年であれば、既に補助内定がなされておりますが、本年度は、資料の3の表で網かけをしている事業でいまだに内定がなく、事業に着手できていないところがございます。経緯といたしましては、国においては平成23年度予算の内定は、耐震化など安全対策を優先することとしたため、本市の事業のうち、校舎・屋内運動場の大規模改造事業や太陽光発電装置設置事業などで内定が保留されている状況でございます。今後の対応としては、これまで情報収集を行うとともに、未内定事業が内定されるよう国にお願いしているところではございますが、現在のところ内定が見込まれず、年度内完成が困難な状況となっているところがございます。今後におきましては、機会あるごとに国に対し事業の必要性を説明し、予算の獲得に努めてまいりたいと考えております。なお、このことにつきましては、該当する学校にも、現在の状況を伝えたとところがございます。

以上でございます。

委員長 それでは、今の報告について何かございませんか。

委員 東日本大震災を機に、いろいろなことが変わってきていますね。予算の話なので気になったのですが、例えば高校授業料の無償化は今後も続きますか。

総務課長 現時点ではっきりしたことは言えませんが、見直しの俎上には上がっておりますので、国の動向を注視しながら情報収集に努めたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

### (3) 新喜入公民館の開館等について

委員長 次に、報告事項(3)について生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 新喜入公民館の開館等についてご報告いたします。1 新喜入支所・喜入公民館の整備状況をご覧ください。喜入支所と喜入公民館は、市民が利用しやすく、機能も充実した複合施設として整備を進めてきたところです。工事の方は順調に進んでおり、左上の写真にございますように本体工事は既に完了し、現在は、右上の写真にございますように、敷地整備の工事を行っているところでございます。また、その下は屋上に設置した太陽光発電設備を写したものでございます。さらに、その下の4枚は、庁舎内の写真で、左上の写真は、喜入公民館1階の事務室カウンター付近を写したもので、窓口には車椅子用のカウンターを設置するとともに、腰壁の一部には地元産メアサ杉を使用するなど、

木の温もりのある空間にしつらえております。その他の3枚につきましては、喜入公民館に新たに整備いたします部屋の写真を載せております。次に2 開館に向けたスケジュールですが、9月末までに敷地整備工事や各種備品配置などを行い、10月22日土曜日に新公民館への事務室移転等の作業を行った後、10月24日月曜日に、開所式及び落成記念式典等を行い、当日から開館したいと考えております。また、10月上旬でございますが、開館に当たりましての市民への広報として、市民のひろば、ホームページへの記事掲載、喜入地域内各世帯へのチラシ配布等を行うこととしております。

以上でございます。

委員長 それでは、今の報告について何かございませんか。

委員 落成記念式典には、教育委員も招待されるのですか。

生涯学習課長 式典には、ぜひ教育委員の皆様にも参加していただけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

教育長 この日は朝が早いですよ。式典は8時15分から始まります。

管理部長 支所との複合施設になっているものですから、一般業務が始まる8時30分に合わせた時間設定となっております。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

#### (4) 市議会関係の審査結果等について

#### (5) 教育委員会関係の主な行事について

委員長 続きまして報告事項(4)及び(5)について、管理部長は説明をお願いします。

管理部長 議案つづりの38ページをご覧ください。報告事項(4)の市議会関係の審査結果等についてご説明いたします。桜島爆発対策特別委員会が8月11日に開催され、教育委員会関係では、プールクリーナーの設置状況や、降灰時のプール授業への影響などについて、質疑が行われました。8月17日には、環境文教委員会の陳情審査が行われました。教育委員会関係では、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度を求める陳情審査が行われ、委員会で採択されました。続きまして、報告事項(5)の教育委員会関係の主な行事についてご説明いたします。まず、8月23日に市の教育講演会が実施されます。市民文化ホールの第1ホールで9時50分から、講師は俳優の滝田栄さんで、「命に輝きを」と題して講演していただきます。それから、既にご案内してありますとおり、8月25日から26日にかけて、熊本市で九州地区市町村教育委員研修大会が開催されます。委員の皆様には、お手元に行程表をお配りしてありますので、当日はよろしく願いいたします。

以上でございます。

委員長 このことについて、何かございませんか。

教育長 23日の教育講演会は、委員の皆様も都合がございましたら、ぜひおいでください。教員が1980人くらい聴講する予定です。

委員 何についての講演なんですか。

教育長 滝田栄さんは、今は得度して仏像を彫ったりしているそうなので、そういう話ではないですか。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

## 7 その他

委員長 最後に、8月4日に南日本新聞社と協定を締結しましたので、報告します。昨今の日本語の乱れなどを考えますと、学校現場での新聞を活用した取組というのは、ぜひ実際に行っていただきたいものだと思います。

委員長 それでは事務局の方からどうぞ。

事務局 次回の定例会は、9月6日火曜日に、こちらの教育委員会室で午後4時から開催いたします。その次の10月の定例会でございますが、学校視察も兼ねて行いたいと考えておまして、10月24日もしくは10月31日で、開催場所も含めて調整させていただいた上で、後日ご連絡いたしたいと思っております。それから、10月11日火曜日ですが、学校長との面接をお願いいたします。午後1時15分から3時15分までの2時間を予定しております。その後、引き続きになりますが、教育委員会活動の点検評価の協議を、1時間ほどお願いしたいと考えております。最後に、来週になりますが、九州地区市町村教育委員研修大会がございます。日程はお手元にお配りしたとおりです。委員長と教育長は午前中からの参加になりますので早い便での出発になりますが、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

## 8 閉会

委員長 ほかに無いようですので、本日の会はこれで終わりとなります。

【以上】